

神奈川県障害者居宅介護従業者基礎研修等事業指定要綱及び指定基準の一部改正について

1 改正の概要

- (1) 令和8年3月27日付こ支第60号こども家庭庁支援局長及び障発0327第6号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「「居宅介護職員初任者研修等について」の一部改正について」に基づき、ライブ配信方式や、インターネット配信方式等を新たな研修実施方法「オンライン形式」として追加し、指定要綱及び指定基準等を改正する。
- (2) 指定基準別紙5様式「講師一覧」(参考1)を廃止する。
- (3) 同行援護従業者養成研修一般課程の補講を実施する期間を、原則3ヶ月、特例で5ヶ月とする。
- (4) その他修正等を要する箇所について、所要の改正を行う。

2 主な改正内容

(1) 指定要綱

- ア 「オンライン形式」の追加、指定基準別紙5様式「講師一覧」(参考1)の廃止による条文の修正
- イ 「オンライン形式」の追加、指定基準別紙5様式「講師一覧」(参考1)の廃止による下記様式の修正
 - ・第1号様式(障害者居宅介護従業者基礎研修等事業指定申請書)
 - ・第2号様式(障害者居宅介護従業者基礎研修等事業者指定書)
 - ・第3号様式(障害者居宅介護従業者基礎研修等実施届)
 - ・第5号様式(障害者居宅介護従業者基礎研修等事業 廃止・休止・再開 届)
 - ・第7号様式(障害者居宅介護従業者基礎研修等実績報告書)

(2) 指定基準

- ア 「オンライン形式」の追加、指定基準別紙5様式「講師一覧」(参考1)の廃止による本文の修正
- イ 別紙1「カリキュラム及び免除規定の取扱い」における、同行援護従業者養成研修課程の研修目的の修正
- ウ 別紙3「オンライン形式の取扱い」の追加
 - ・下記(3)参照
- エ 別紙4「その他形式の取扱い」の変更
 - ・通信形式からその他形式へ呼称を変更
- オ 別紙5「講師の取扱い」の変更
 - ・指定基準別紙5様式「講師一覧」(参考1)の廃止による修正
- カ 別紙6「補講の取扱い」の変更
 - ・同行援護従業者養成研修一般課程の補講実施期間の修正
- キ 別紙8「受講者の本人確認について」
 - ・本人確認書類の例示の修正

(3) 「オンライン形式」の追加

※詳細は別紙3「オンライン形式の取扱い」を参照

- ・同時双方型(ライブ配信方式)とオンデマンド型(インターネット配信方式等)を「オンライン形式」として呼称する。
- ・「オンライン形式」として研修を実施する場合は新規に研修指定を受けること。
- ・「オンライン形式」として研修指定を申請する事業者は、同一課程の研修の実施実績があること。(指定都道府県及び実施形式は問わない)

3 施行年月日

- (1) この要綱は、令和8年10月8日から施行し、令和9年4月1日以降に実施する研修事業より適用する。
- (2) この要綱の施行の際、適用日以降に開始する研修について、旧要綱に基づき現に指定の申請又は届出が行われているものは、この要綱の形式に基づく申請又は届出があったものとみなす。
- (3) この要綱の施行日以降に申請又は届出を行い、かつ適用日以前に開始する研修事業については、旧要綱の形式及び様式に基づく申請又は届出を行うものとする。